

きょうどうろうどう・ろうどうしゃきょうどうくみあい

協同労働 労働者 協同組合法 セミナー

自治体職員向け

令和6年

2.15 木 オンライン方式 (Zoom ミーティング)
時間 14:00-15:30 参加費 無料 (事前にお申込みください)

令和4年10月1日から「労働者協同組合法」が施行されました。
この法律は「協同労働」という働き方を基本原理とする新しい協同組合制度を創設するもので、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することが期待されています。
本セミナーでは、協同労働や労働者協同組合制度について分かりやすく説明するほか、協同労働を活用して地域の課題解決に取り組んでいる先進自治体の事例を紹介します。
今後、地域の多様な需要に応じた事業の推進を図るうえで、大いに参考となるセミナーですので、皆様の積極的な受講をお待ちしております。

プログラム

● 講義 ①

「労働者協同組合制度について」

講師：酒井 厚行

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
四国開発本部 本部長

● 講義 ②

「先進自治体での活用事例について」

講師：小暮 航

広島市「協同労働」プラットフォーム
統括コーディネーター

対象

▶ 労働、NPO、福祉、地域づくり等に関係する地方自治体職員など

主催：香川県

運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

※申込み方法等は裏面をご覧ください➡

| 労働者協同組合法とは |



労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。

| 協同労働とは |

協同労働＝働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。

「出資」「労働」「意見反映」を三位一体で組合員全員が担い合う協同組合です。



| 主な事業分野 |



事業分野は基本的に自由に行うことができます（労働者派遣事業はできません）。具体的には、現在「協同労働」に取り組む団体では、高齢者介護事業、保育・学童保育などの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連・清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、同様の事業が行われることが想定されます。

| お申込み |

eメールにて、次のとおり、お申込みください。

- 送信先メールアドレス
gw0140@pref.kagawa.lg.jp
- 送信メール記載事項
件名：セミナー受講申込書（所属・氏名）
内容：①申込者の所属・職・氏名
②Zoom 参加用 URL 送信先メールアドレス
③受講予定者数
④連絡先電話番号

申込締切 令和6年2月9日（金）

〈個人情報保護について〉お申込みいただいた個人情報は、適正に管理し、セミナー開催目的以外での使用は一切いたしません。また、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。

| オンライン参加方法 |

- 令和6年2月13日（火）午前中に、受講申込に記載のメールアドレスにZoom参加用URLをご案内します。
- Zoom 参加用URLが届かない場合、お問合せ先までご連絡ください。

| お問合せ |

香川県商工労働部労働政策課
TEL：087-832-3368（担当：中西）

